

# 特殊車両通行許可に関する要望書 【補足資料】

- 要望 ① 夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和……………p.2
- 要望 ② 誘導車配置条件の見直し……………p.5
- 要望 ③ 特殊車両通行許可範囲(寸法・重量・車種)の可能な限りの最大化 ……p.6
- 要望 ④ 新たな特殊車両通行制度の利便性確保……………p.7

令和2年12月



公益社団法人  
全日本トラック協会



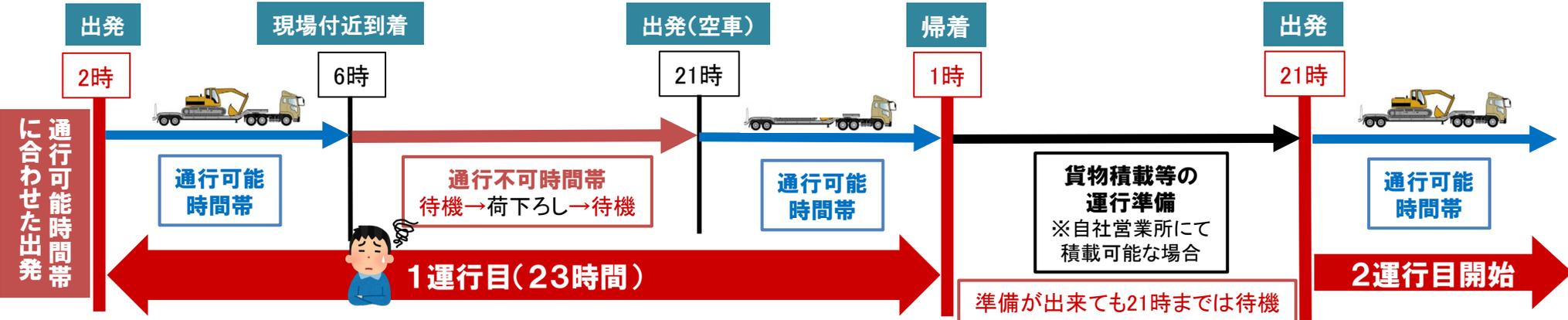
# 要望 ① 夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和①

## 【現状】夜間21時～6時の通行時間帯条件

対象 1. 重量に関する通行条件がD条件となる車両  
2. 寸法のうち幅に関して通行条件がC条件、かつ車両の幅が3.0mを超える車両

⇒通行時間帯の限定により、ドライバー不足の中で輸送需要に対応できない。

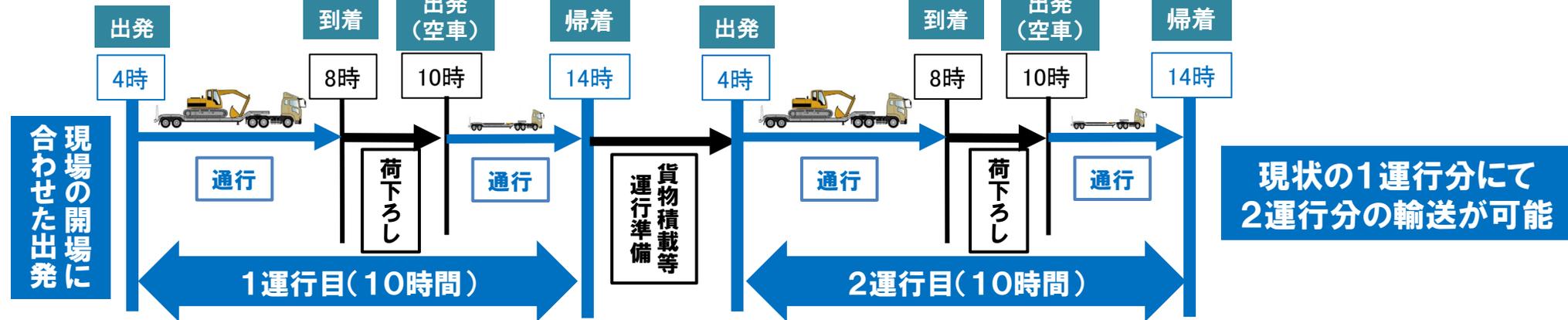
例)片道4時間の場合



## 【要望】①通行時間帯拡大・追加、②目的地近隣場所への昼間運行、③空車車両の24時間運行

⇒輸送回数の増加により輸送効率を上げることで、ドライバー不足の中でも輸送需要に対応する。

例)片道4時間の場合





# 要望 ① 夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和②

## 【現状】夜間21時～6時の通行時間帯条件

- 対象
- 1. 重量に関する通行条件がD条件となる車両
  - 2. 寸法のうち幅に関して通行条件がC条件、かつ車両の幅が3.0mを超える車両

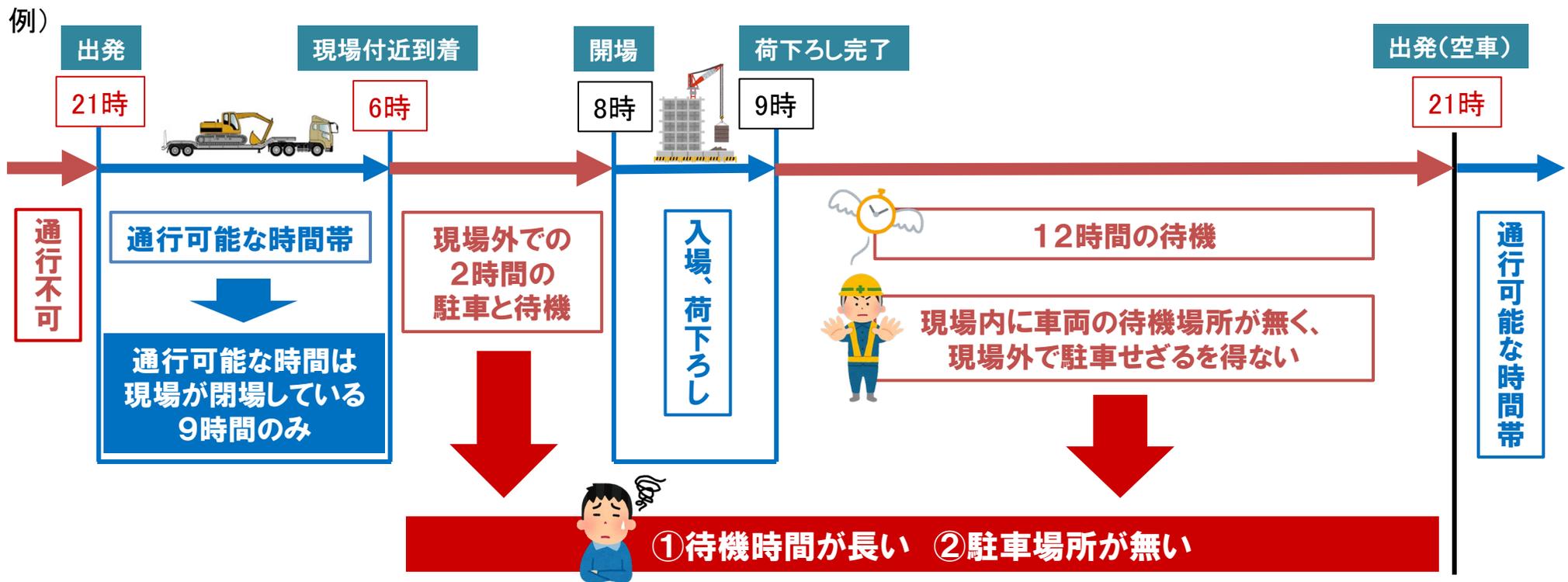
### 【業界が抱える課題】

#### ○トラックドライバー不足

※特にトレーラ車両の運転では大型免許だけでなく牽引免許も必要となり、より高度な運転技術が求められる。

#### ○働き方改革への対応

⇒**現行の夜間の通行時間帯条件は、待機時間が長く、ドライバーの長時間労働となっており、働き方改革に対応できない。**

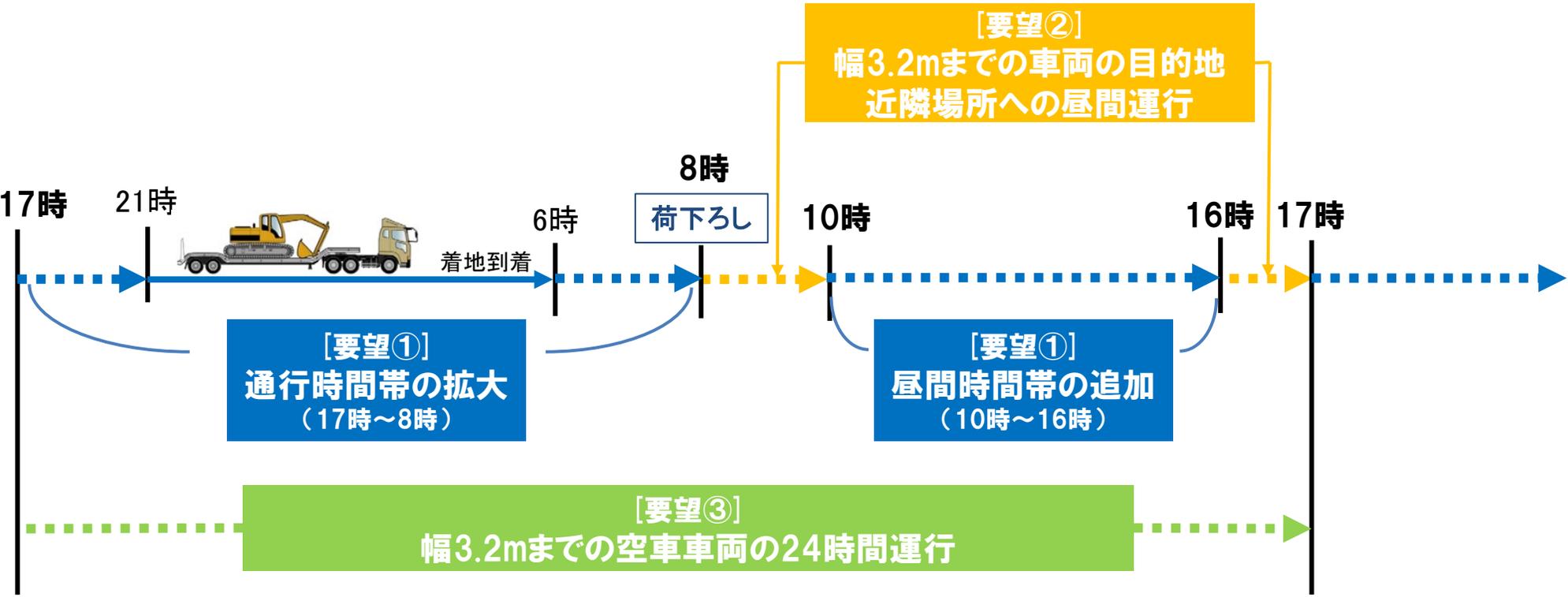




# 要望 1 夜間21時～6時の通行時間帯条件の緩和③

【要望】 ①通行時間帯拡大・追加、②目的地近隣場所への昼間運行、③空車車両の24時間運行

⇒待機時間を極力減少させ、ドライバーの長時間労働を解消し、働き方改革に対応する。



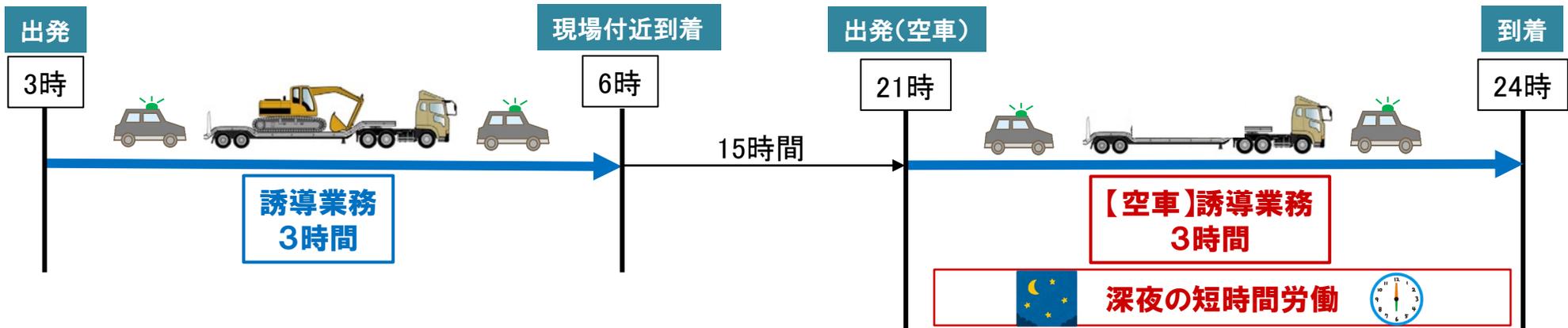


# 要望 ② 誘導車配置条件の見直し

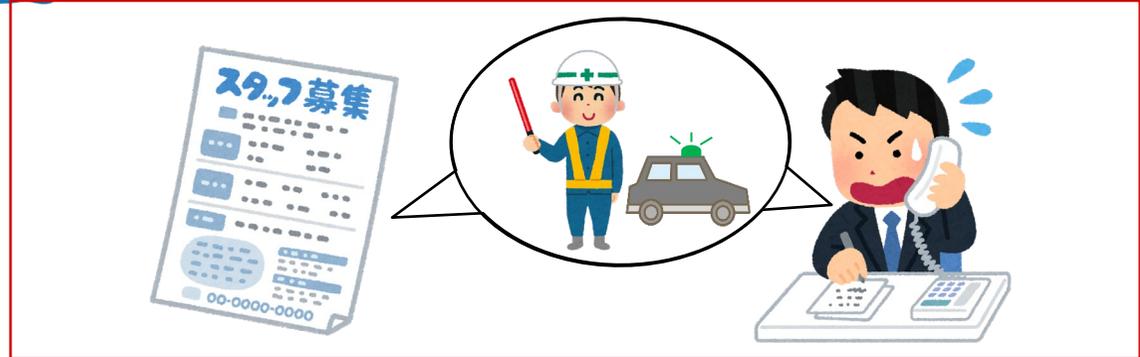
【現状】空車の場合でも寸法C条件として誘導車配置条件が付されるが、誘導車ドライバーが人員不足

⇒誘導車を確保できない。

例)片道3時間の運行の場合



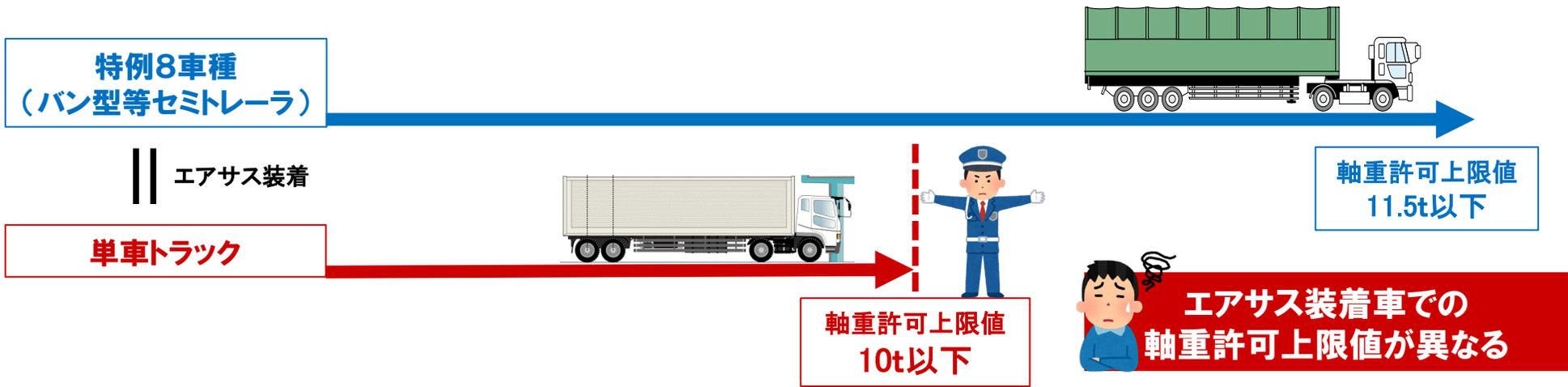
深夜の短時間労働となり誘導車ドライバーが見つからず、誘導車を確保できない



# 要望③ 特殊車両通行許可範囲(寸法・重量・車種)の可能な限りの最大化



## 【現状①】 特例8車種と単車トラックの軸重許可上限値が異なる



## 【現状②】 特車許可不要区間の対象車種が40ft背高の国際海上コンテナ車に限られている

	特殊車両通行許可不要区間 一般的制限値
総重量(t)	44
車高(m)	4.1
車長(m)	16.5



- 要件①: 積載重量を証する書類の携行
- 要件②: ETC2.0車載器の搭載・登録



# 要望 4 新たな特殊車両通行制度の利便性確保

【現状】「道路情報便覧」の収録に時間を要するため、新制度が活用できない

「道路情報便覧」…特殊な車両の通行の審査を行うために必要となる道路の情報を収録した資料。



道路情報便覧 付図

収録道路 ⇒ 道路情報がデジタル化されており即日許可

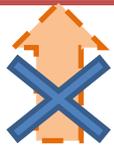
未収録道路、未採択道路 ⇒ 道路情報がデジタル化されておらず、  
人手での審査となり時間を要する。  
【人手審査の平均日数 約28.7日】 R2.9月時点

## 【現在の収録スケジュール】

5～6月  
収録作業開始

作業回数:年1回  
作業期間:約1年

翌年4月  
収録完了



収録に間に合わない

工事等による新たな経路発生



未採択道路のため従来制度による人手審査

許可までに時間を要する

従来制度での通行



①新制度が活用できない ②従来制度での人手審査となり審査に時間を要す

